

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		とちぎ山車会館入館料の減免の承認
根拠法令等及び条項		とちぎ山車会館条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	とちぎ山車会館条例第7条
	参考事項	とちぎ山車会館条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎ山車会館条例抜粋 (入館料の減免)</p> <p>第7条 市長は、あらかじめ市長が定める基準に従い、入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>とちぎ山車会館条例施行規則抜粋 (入館料の減免)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる場合は、条例第7条の規定により、当該各号に定める割合で入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市が市の行事で利用するとき 全額</p> <p>(2) 市内の小学校及び中学校が教育計画に基づき観覧するとき 全額</p> <p>(3) 他の有料施設との共通入館券(個人)により観覧するとき 4割以内の額</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、減免することが適当と認められるとき 別に定める額</p>	